

債権譲渡 宅建 H12-06-3 <<#621>>

【問】 正誤をつけよ。

Aが、Bに対して有する金銭債権をCに譲渡した。Aが、CとDとに二重譲渡し、それぞれについて譲渡通知をした場合で、Cに係る通知の確定日付はDに係るものより早い、Bに対しては、Dに係る通知がCに係る通知より先に到達したとき、Dへの債権譲渡が優先する。

【答え】 正しい

<<ポイント>> 債権の譲渡の対抗要件【発展】

1 債権の譲渡は、**譲渡人が債務者に通知**をし、又は**債務者が承諾**をしなければ、**債務者その他の第三者に対抗することができない**。

2 前項の**通知**又は**承諾**は、**確定日付のある証書**によってしなければ、**債務者以外の第三者に対抗することができない**。（民法 467 条）

⇒ **通知が債務者に到達した日時**の**先後**により優劣を決する（最判昭 49.3.7）

⇒ **複数の確定日付ある通知が同時に到達した場合**、**各譲受人は全額の弁済**を請求することができる（**同時到達**：債務者はいずれの者に弁済することもできる）